

改正概要説明書

国名： オーストラリア

法令名： 特許法

改正情報： 2016 年法 No. 61 までの改正を含む， 2016 年 11 月 9 日登録

改正概要：

1. 序章の改正

・「強制ライセンス」、「外国特許庁」、「限定審査」、「捺印された」が削除された。
「会社」、「部門長」、「有資格輸入国」、「社内法務」、「社内特許弁護士」、「知財助言」、「特許弁護士長」、「特許医薬発明」、「特許製品」、「医薬製品」、「PPI」、「PPI 強制ライセンス」、「PPI 命令」、「PPI 命令申請者」、「予備審査及び見解」、「関連会社」、「TRIPS Agreement」及び「WTO 一般理事会決定」が追加された。(第 3 条)。

2. 出願から受理までの改正

・ PCT に基づく国際出願人は，出願がオーストラリアへの国内段階に移行するために第 29A 条(5)で述べたように，所定の手数料やファイル規定の書類を支払わなければならないが，また PCT 出願が英語でない場合，翻訳も提出しなければならない旨が規定された(第 29A 条)。

・ 微生物についての完全な出願を行うために，仮出願のための要件を満たす必要がある旨追加された(第 41 条(1A))。

・ 優先日を決定するため，クレームにおける発明が開示により微生物の説明がされている必要がある旨追加された(第 43 条(2B))。

3. 強制ライセンス及び特許の取消の改正

・ 第 132A 条には第 12 章「強制ライセンス及び特許の取消」についての概要が，第 132B 条には第 2 部「強制ライセンス(一般)」の概要が記載された。

・ 医薬品の発明は，特許取得済みの医薬品発明のための強制ライセンスを妨げないための TRIPS プロトコルのライセンスに関連する旨が規定されている。以下，PPI(patented pharmaceutical invention)強制ライセンスについての新設条文である(第 136B 条―第 136N 条)。

改正内容：

・ 第 3 条

「強制ライセンス」、「外国特許庁」、「限定審査」、「捺印された」が削除された。
「会社」、「部門長」、「有資格輸入国」、「社内法務」、「社内特許弁護士」、「知財助言」、「特許弁護士長」、「特許医薬発明」、「特許製品」、「医薬製品」、「PPI」、「PPI 強制ライセンス」、「PPI 命令」、「PPI 命令申請者」、「予備審査及び見解」、「関連会社」、「TRIPS Agreement」及び「WTO 一般理事会決定」が追加された。

・ 第 11 条

ノーフォーク島が削除された。

・第 29A 条

(6)は新設項である。

・第 41 条

(1A)は新設項である。

・第 43 条

優先日に関し明確化された。

・第 70 条

(5A)は新設項である。

・第 132A 条及び第 132B 条

新設条文である。

・第 136B 条—第 136N 条

新設条文である。

・第 138A 条

新設条文である。

・第 139 条

(2)において「第 133 条, 第 134 条又は第 138 条」が「本章」に変更された。

・第 228 条

(1) (f) 及び(5)は新設項である。

(2) (u)が削除された。

・第 229 条及び第 230 条

削除された。